

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令（案）」  
及び「安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（案）」について（概要）

令和 6 年 3 月 25 日  
厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課

## 1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 59 条第 3 項において、事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるもの（以下「対象業務」という。）に労働者を就かせるときは、当該対象業務に関する安全又は衛生のための特別の教育（以下「特別教育」という。）を行わなければならないこととしており、同項に基づき、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「則」という。）第 36 条において対象業務を定め、則第 39 条に基づき、安全衛生特別教育規程（昭和 47 年労働省告示第 92 号。以下「規程」という。）において対象業務に係る特別教育の実施について必要な事項を定めている。
- 則第 36 条第 4 号の 2 において、対象業務として、対地電圧が 50 ボルトを超える低圧（直流にあっては 750 ボルト以下、交流にあっては 600 ボルト以下である電圧をいう。）の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務を規定している。これは、同号の規定の制定時には、低圧の範囲を超える電圧の蓄電池を内蔵した電気自動車が存在しなかったことから、対象業務を「低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務」に限定していたものであるが、今後低圧の範囲を超える電圧の蓄電池を内蔵する自動車が登場し普及することが想定されるところ。
- このため、今般、当該対象業務に係る特別教育を当該自動車の整備にも対応したものとすよう、則第 36 条第 4 号の 2 について必要な改正を行う。また、規程第 6 条の 2 において、電気自動車の整備の業務に係る特別教育の実施について必要な事項を定めているところ、同条第 2 項に規定する学科教育の範囲に、低圧の範囲を超える電圧の蓄電池を内蔵する自動車を取り扱う場合に必要な内容を追加する。
- 併せて、現場における作業の実態を踏まえ、規程第 6 条の 2 第 2 項に規定する学科教育の範囲に、現在広く使用されている絶縁用防具に係る内容を追加する等所要の改正を行う。

## 2. 改正の概要

### （1）労働安全衛生規則の一部を改正する省令（案）

則第 36 条第 4 号の 2 において特別教育が必要とされている業務について、低圧の蓄電池を内蔵する自動車のみが対象とされているところ、当該蓄電池の電圧に係る上限を廃止する。

### （2）安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（案）

規程第6条の2第2項において規定する学科教育の科目及び範囲について、以下のとおり改める。

- ① 学科教育の科目のうち、「低圧の電気に関する基礎知識」、「低圧の電気装置に関する基礎知識」及び「低圧用の安全作業用具に関する基礎知識」をそれぞれ「電気に関する基礎知識」、「電気装置に関する基礎知識」及び「安全作業用具に関する基礎知識」に改める。
  - ② 学科教育の科目のうち、「電気に関する基礎知識」の教育範囲について、「低圧の電気の危険性」を「電気の危険性」に改める。
  - ③ 学科教育の科目のうち、「安全作業用具に関する基礎知識」の教育範囲について、「絶縁用防具」に係る内容も含むものとする。
- (3) その他所要の改正を行う。

### 3. 根拠条項

- 2 (1) 法第59条第3項
- 2 (2) 則第39条

### 4. 施行期日等

- 公布（告示）日：令和6年5月下旬（予定）
- 施行（適用）期日：令和6年10月1日